

今案に、如此見ゆれども、今の疊にはこの差別なし、此文を以て見れば、今の疊の如く厚き床をば付ずして、今の合せ御座の如く、上敷のやうにしたる物なるべし、古今の違なる事、是等にも知るべし、

〔槐記〕享保十一年正月十一日、常修院殿ノ常ニ御物語ニ、疊ニ本末ト云コトアリ、多ハ人ノ知ラヌモノ也、本末ヲ吟味シテ敷タルタ、ミハ少ナキ者也、氣ヲ付テ見ルベシト仰ラレシガ、眞ニナキモノ也、疊ノヌイ出シノ方ヲ本トス、目モロクニシテ、コジレモナシ、ヌイサキハ何トシテモ、目モ半ニカ、リ子ジレアル故ニ、爐ノキハ本ノ方ヲ敷カテバ、ジダラクナルモノ也ト仰ラル、今モ幸雪常修院様御近習ナドガ能覺テ居テ、疊屋ガシカラレタリト申ス、十四日參候、疊ニ本末ト云コトアリト仰ラル、ヲ再ビ窺フ、仰ニ、ヌイ出シノ所ハキワモ正ク、目通りモ正シ、是ヲ本トス、ソレナリニ推出シテイテ、向ノ方ハナリ次第ニヘリヲツクル故ニ、目通ヅモナニトシテモ正シカラズ、チジモアルモノ也ト仰ラル、

疊刺

〔秋齋問語〕<sup>三</sup>疊に上下あり、主君師父など申入る時、第一此心得あるべき事、古實第一なり、<sup>○</sup>下

〔運歩色葉集〕<sup>多</sup>疊刺<sup>サ</sup>

〔雍州府志〕<sup>七</sup>土産疊凡造、疊人稱疊刺、以鍼刺縫之謂也、其家謂疊屋、京師大針氏并伊阿彌等爲長、禁裏院中之疊製之、

〔人倫訓蒙圖彙〕<sup>六</sup>疊師疊といふは今の薄縁といふもの也、疊置て是を敷ゆへ也、今時禁裏御疊屋烏丸通八幡町の下大針加賀、同通四條上ル丁伊阿彌、筑後油小路六角下ル丁同長門、大坂道修町道頓堀、京堀川中立賣の下、其外所々にあり、

〔大館常興日記裏書〕<sup>折紙也</sup>東山御殿御作事時、御疊方未下分、疊指兩人註文如此候、此旨被仰付候者、可然存候、恐々謹言、